

2017年12月5日  
日本原子力発電株式会社

### 漂流物調査に関わる非公開情報の扱いについて

東海第二発電所の新規制への適合性に関わる漂流物の調査については、近隣のプラント施設、工場等を含めて網羅的に実施している。このため、プラント施設、工場等の所有者及び管理者（以下「施設の所有者」という。）の許可を得て、敷地に立ち入って漂流物となる可能性のあるものを調査（以下「漂流物調査」という。）し、抽出している。

漂流物調査を実施するに当たり、施設の所有者が、商業機密、保安全管理、技術の流出の防止等の理由により公開できないと判断した場合には、審査に使用するために、原子力規制委員会殿（原子力規制庁殿含む。以下同じ。）への開示はするが、公衆へ開示しないことを約束としている。なお、これらの非公開情報については、物理的な資産、保安情報、知的財産、施設の所有者が公開することにより資産価値が低下すると判断されるものも含む。

漂流物調査において、漂流物となる可能性のあるものは、設備、物品、建物等について、種類、仕様、数量、設置箇所、それらが存在すること、抽出対象となったことの情報を含んでおり、施設の所有者との約束により、原則として非公開扱いとする必要がありますので、情報の取り扱いについて、ご配慮お願い申し上げます。

以上